

I P通信網サービス契約約款 別冊（NTT Comひかり電話サービス）【現改比較表】 2020年6月1日現在

～2020年6月30日

2020年7月1日～

<p>目次</p> <p>第4章 付加機能</p> <p>(略)</p>	<p>目次</p> <p>第4章 付加機能</p> <p>第15条の2 付加機能の提供</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 付加機能</p> <p>(略)</p>	<p>第4章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第15条の2 当社は、共通編第18条（付加機能の提供）第1項に規定するほか、付加機能（転送電話機能に限ります。）の請求があったとき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第4の定めによる本人特定事項の確認ができない場合は、その付加機能を提供できない場合があります。</p> <p>(略)</p>

～2020年6月30日	2020年7月1日～
<p>別記</p> <p>10の2</p> <p>(7) NTT Com ひかり電話契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>ア 当社が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その導体を連絡しないこと。<u>ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。</u></p> <p>ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。</p> <p>(略)</p>	<p>別記</p> <p>10の2</p> <p>(7) NTT Com ひかり電話契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>ア 当社が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その導体を連絡しないこと。</p> <p>ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。</p> <p>(略)</p>

～2020年6月30日

2020年7月1日～

料金表

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区分	内容	
(1)サービスの品目等に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目等及び基本機能又は上限チャネル数による細目を定めます。	
	(ア) (略)	
	(イ) 基本機能又は上限チャネル数の態様による区別	
	区分	内容
	メニュー1	メニュー1-1
メニュー1-2		(略)
メニュー2	(略)	
メニュー3	(略)	
備考		
1～11 (略)		

料金表

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区分	内容	
(1)サービスの品目等に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目等及び基本機能又は上限チャネル数による細目を定めます。	
	(ア) (略)	
	(イ) 基本機能又は上限チャネル数の態様による区別	
	区分	内容
	メニュー1	メニュー1-1
メニュー1-2		(略)
メニュー2	(略)	
メニュー3	(略)	
備考		
1～11 (略)		
12 メニュー1-2に係る契約において、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第4の定めによる本人特定事項の確認ができない場合は、転送電話機能に相当する機能について提供できない場合があります。		

